

学校給食費の徴収方法が変わります（中学校給食用）

1. 学校給食費の納付方法の変更

- ・神戸市では、中学校給食の全員喫食制への移行に伴い、現在の「中学校給食予約システム」に入金（チャージ）いただく方法から、原則「口座振替」による納付となり、市が直接徴収・管理する方法に変更します。

※全員喫食制に移行する時期は学校によって異なりますので、移行前に対象となる保護者の皆様に案内します。

2. 「学校給食の申込」と「口座振替の登録」について

- ・保護者の皆様には、学校給食の提供を申し込んでいただくとともに学校給食費の納付について確認いただく手続きが必要になります。（学校給食の申込及び口座振替の登録）
- ・学校徴収金と同じ振替口座であっても、会計が異なるため必ず登録してください。
- ・学校から「学校給食費に関する手続きについてのお願い」を配付いたしますので、お手続きをお願いします。

3. 学校給食費について

- ・1年間の学校給食費は、「1食当たりの単価×年間給食予定回数」により計算します。
- ・年度末に給食実施回数に応じた年間の学校給食費を確定し、納付金額を調整します。

（1）学校給食費の額

	中学校・義務教育学校（後期）
生徒	340円（牛乳代60円を含む）※半額公費負担により170円（30円）
教職員等	372円（牛乳代72円を含む）

※令和6年度の学校給食費の保護者負担額は、令和5年度と同じ負担額（1食あたり340円）とし、差額を公費で負担します。

※さらに、令和5年度の金額の半額助成を令和6年度も継続します。

（2）学校給食費の納付方法

- ・学校給食費は、原則として口座振替による納付となります。口座振替登録は、登録手続きが完了次第開始します。（紙で口座振替登録を提出いただいた場合は登録手続きに3か月程度かかります。）

- ・口座登録がお済みでない場合は、郵送する「納付書」により金融機関窓口等でお支払いください。
- ・お支払いいただく学校給食費は次のとおり予定しています（年9回）。

〔納付期限および納付方法の例〕

- ・年間予定日数が170回の場合です。（半額公費負担）

	第1期 4・5月分	第2期 6月分	第3期 7月分	第4期 9月分	第5期 10月分	第6期 11月分	第7期 12月分	第8期 1月分	第9期 2・3月分
納付期限	6月末日	7月末日	8月末日	9月末日	10月末日	11月末日	12月末日	1月末日	2月末日
支払額 (中学校)	5,260円	2,630円	2,630円	2,630円	2,630円	2,630円	2,630円	2,630円	5,230円

※開始時期に合わせて引き去ります。

※納付期限が土日・祝日等の場合は、金融機関の翌営業日になります。

※支払額は年度初めに改めてお知らせする予定です。

（3）学校給食費に関する配付物

- ・毎年度、下記の文書を配付いたします。

配付物	配付時期	配付対象者	配付方法
学校給食費納入額決定通知書	6月頃	全児童生徒	学校から配付
学校給食費納入通知書	学期ごと	納付書での支払の方	市から郵送
学校給食費納入額精算通知書※	2月頃	全児童生徒	学校から配付

※決定通知書に記載した年間支払額に変更がない場合は、精算通知書は配付しません。

※令和6年度途中に全員喫食制へ移行するため、納入額決定通知書は給食開始月に配付します。

- ・中央区（9月開始）の場合、9月中旬に配付
- ・親子調理方式（10月開始）の場合、10月中旬に配付

4. 学校給食の提供の停止やアレルギー対応

- ・学校給食の提供を「停止する（食べない）」、「停止から再開する」、「給食の内容を変更する（食物アレルギーにより一部給食の提供停止）」とする場合は、事前に学校へ申し出が必要です。

「学校給食の申込」の提出がない場合でも、全員喫食制では保護者様から学校にご相談がない限り、給食を提供し、給食費をお支払いいただきます。

- ・食材発注の都合上、学校が食物アレルギー等による給食の停止を承認した日や学校が停止・再開の届出を受けた日の翌日から起算して6日目（土日祝日等を除く）以降に学校給食費の調整を行います。
- ・届出等が遅れた場合は、発注分をお支払いいただきますので御了承ください。

① 食物アレルギー等により学校給食（の一部）を食べられない場合

- ・食物アレルギー対応を行う場合は、アレルギー対応の依頼が必要です。あわせて、学校より「学校給食アレルギー対応の希望調査」を実施しますので、必ずご回答をお願いします。その申し出に基づき、給食を（一部）停止します。
- ・年度途中で状況が変更となった場合も学校へ申し出てください。

② 入院等により連続して5日以上給食を食べない場合

- ・入院など個別の事情により、連続して5日以上給食を食べないことが予めわかっている場合は、学校に「学校給食停止（再開）届」を提出していただくことで、学校給食費の請求を停止します。

③ 転校する場合

- ・転校する場合などは、転校の手続きが必要となりますので、学校へご連絡ください。転校の手続きをもって学校給食に関する手続きを行います。

5. 年度末の学校給食費の調整

- ・年間の学校給食費は、原則として1月末時点の学校ごとの給食実施回数をもとに、第9期（2月末）の支払額を調整します。
- ・調整後の納付金額については、「学校給食費納入額精算（変更）通知書」で2月頃にお知らせします。なお、市外転出等の場合は、事由発生の翌月以降に郵送します。
- ・第9期（2月末）の納付金額の確定以降、新たに学校給食費を調整する事由が発生した場合は、3月以降に請求又は還付を行います。
- ・学校給食費に未納がある場合は、還付を行わず未納分に充当します。
- ・生活保護や就学援助を受けている方は学校給食費の負担はありませんが、認定に時間がかかり先に給食費をご納付いただいた場合は、認定確認後に還付します。
- ・警報や感染症等のため学級閉鎖・学年閉鎖となり、学校給食の提供がなかった場合でも、食材発注の都合上、学校給食費は徴収します。

6. 学校給食費の支払いが困難な場合

- ・経済的な理由などにより、支払いが困難な保護者の方には、一定の基準を満たす場合は、「就学援助」や「特別支援教育就学奨励費」などの制度があります。
- ・詳しくは、市ホームページ「就学援助のご案内」をご覧ください。



7. 未納への対応

- ・口座振替登録している方で、月末に引き落としが不能となった場合は翌月 14 日に再振替を実施します。(給食申込書や口座振替登録にて、メールアドレスを登録されている方には再振替のお知らせをします。)
- ・指定する納付期限後、納付の確認が取れない場合は、督促状を送付します。
- ・その後も滞納が続く場合は、学校に保護者の情報(電話番号、勤務先など)を確認するとともに、児童手当からの引き去りや法的措置などを実施することがあります。
- ・民法第 761 条により、両親(夫婦)は連帯して学校給食費の支払いについて責任を負うこととなりますので、両親(夫婦)ともに督促のご連絡をすることがあります。
- ・学校徴収金(教材費、校外学習費、積立金)の滞納がある場合は、学校と連携して、学校給食費とともに督促を行うことがあります。

8. お問い合わせ先、手続きに関する Q & A について

《手続きに関する Q & A》

- Q 1 手続きは毎年必要でしょうか。
- 必要はありません。一度提出すると、神戸市立の学校に在学中は有効です。
神戸市立の学校間で転校した場合も、再提出の必要はありません。
- Q 2 きょうだいで神戸市立の学校に通っている場合は、1枚の申請で良いでしょうか。
- お子様一人につき、1枚ずつ申込書の提出が必要です。
- Q 3 口座振替に係る手数料は保護者負担ですか。
- 学校給食費の口座振替手数料は市で負担します。

そのほか学校給食の申込や口座振替の登録に関して、お問い合わせの多いご質問は、市ホームページ「学校給食費の公会計化」に公開しております。
まずはこちらをご確認ください。



《問い合わせ先》

神戸市総合コールセンター(年中無休 8時00分~21時00分)

電話: 0570-083-330

FAX: 078-333-3314

お問い合わせフォームもご利用いただけます

